

令和3年度第2回芽室町議会モニターミーティング次第

日 時：令和4年4月25日（月曜）18:30-20:00
場 所：役場3階委員会室ほか

1 開 会 早 苗 豊 議長

2 確認事項

(1) 趣旨説明 中村 和宏 議会運営委員会委員長

(2) 第1回モニターミーティング総括報告 中村 和宏 議会運営委員会委員長

(3) 意見交換テーマの説明 正村紀美子 議会運営委員会副委員長

3 グループワーク（別紙「グループ編成」参照）

4 グループ発表（情報共有）

5 閉 会 常通 直人 副議長

<司会：正村紀美子議会運営委員会副委員長>

第2回芽室町議会モニターミーティング出席者名簿

(五十音順：敬称略)

N0	氏 名	住 所(行政区)	グループ
1	秋葉 秀明	(五条町)	
2	粟野 秀明	(伏 美)	欠
3	飯島 裕治	(西園町)	欠
4	伊藤 裕哉	(北 明)	
5	大塚 玲奈	(南 町)	○(役場)
6	小川 美穂	(一心町)	○(0 L)
7	榎 聖	(愛生町)	欠
8	沢崎 洋一	(青葉西)	○(役場)
9	高田 昌樹	(中伏古)	○
10	中西香代子	(緑町西)	欠
11	新妻 功晟	(麻生町)	
12	広瀬 一也	(上美生)	○(0 L)
13	深井 潤	(麻生町)	○(役場)
14	福田 清貴	(上伏古)	○(役場)
15	福中 夏生	(西園町)	○(0 L)
16	堀江 貴博	(上伏古)	○(0 L)
17	松田 桃子	(五条町)	

任 期：令和3年10月1日～令和4年6月30日

グループワーク進行次第

＜テーマ：「議員の定数と報酬のあり方について」＞

1 自己紹介（30秒／1人）（2分）

2 役割分担（進行・記録・発表）（1分）

3 グループワーク（テーマ）（45分）

4 フリートーク（テーマ以外）及びまとめ（12分）

5 グループ発表（情報共有）（3分×5グループ）

グループワーク進行要領

【テーマ／議員の定数と報酬のあり方について】

○ テーマの背景・経過・現状の説明(議会)

- ・ 議会内で共通認識を図った検討事項を説明する。
- ・ ①検討スケジュール ②常任委員会数 ③委員会数 ④議員定数
- ・ ⑤政務活動費 ⑥費用弁償



○ フリートーク(グループワーク)

(モニターの質問を基に議員が資料に基づき説明をして意見交換)

- ・ 議会(議員)説明を踏まえて、モニターが質問・確認をする。
- ・ (例) 「定数」の根拠は? 「報酬」の根拠は? 議員の実感は?
- ・ 議会(議員)の説明・回答により、モニターと意見交換する。
- ・ 報酬・定数以外の日常活動に関する意見交換も可とする。

○ まとめ



- ・ フリートーク(グループワーク)を経て
→ 意見を大きく分類する。
→ (分類区分の例) 報酬・定数・政務活動費・費用弁償等
→ 賛否や方向性が異なる意見はそのまま整理する。

グループ編成

A (オンライン：委員会室)

常通 直人	リーダー
正村紀美子	議 員
広瀬 重雄	議 員
	モニター
	モニター
	モニター

B (オンライン：応接室)

渡邊洋一郎	リーダー
梶澤 幸治	議 員
立川 美穂	議 員
	モニター
	モニター
	モニター

C (2階：第7会議室)

黒田 栄継	リーダー
中村 和宏	議 員
寺町 平一	議 員
	モニター
	モニター
	モニター

D (2階：第7会議室)

鈴木 健充	リーダー
柴田 正博	議 員
堀切 忠	議 員
早苗 豊	議 長
	モニター
	モニター
	モニター

E (2階：第8会議室)

中田智恵子	リーダー		モニター
西尾 一則	議 員		モニター
橋本 和仁	議 員		モニター

第1回モニターアクション会議開催結果の総括

- 1 開催日程 10月29日（金）18時～20時30分
- 2 開催手法 オンライン（ZOOM）+役場での参加
- 3 参加者数 モニター 16名（うち役場での参加5名）
町議会議員 16名（うち役場での参加4名）
- 4 議論テーマ 「SNSを活用した議会情報の効果と課題について」
 - (1) テーマの設定理由
令和3年度活性化計画の施策のひとつである「情報提供と説明の充実」について、具体的な取組事項に掲げた「SNSによる情報発信の検証と見直し」について、外部の意見・提案を踏まえて検討するため。
 - (2) 課題・政策（「進捗工程表」から抜粋）
議会活動・情報を、より的確・効果的に町民へ提供するための手法・手段の工夫・改善
- 5 議論を踏まえた共通認識
 - SNSは情報発信手段（ツール）として不可欠であり、継続すべき機能である。
 - SNSによる情報発信の「結果」として、議会の「認知度向上」を目指すものである。
 - 議会の「認知度向上」が、SNSの直接の目的とは位置付けない。
 - 今後の課題として、双方向性の機能発揮の可能性を継続的に検討する。
 - SNSは時間軸の一要素としての広報ツールである。
 - 議会発信の主な情報として、議会白書は1年間の情報、議会だよりは1か月の情報、SNSは1日ごとの情報として区分し、役割を明確に取り扱う。

6 検証結果

(1) SNS を活用する目的

- ・ 開かれた議会の実現
(議会活動の見える化→議会活動の認識向上→議会への関心向上)
- ・ 地域住民のまちづくり参加へのきっかけ醸成
(選挙意識の拡大、投票率の向上、議員のなり手の増加等)

(2) 目的実現のための手法・手段

- ・ 新規登録者拡大への創意工夫 (拡散による他者への関心の輪の拡大)
- ・ 新たな議会情報ツール閲覧への創意工夫 (同一人物の関心拡大)
- ・ 多種多様な情報発信手法と目的設定の創意工夫 (柔軟かつ弾力的活用)
(例：発信のタイミング：リアルタイム、事前発信、事後発信)
(例：目的設定：見るのみ、次の情報への誘導、議会への関心喚起の契機)

(3) 総論

- ・ 現行の「議会 SNS」は概ね適正である。
- ・ SNS による情報発信の最重要事項は「正確」かつ「適正」であること。
- ・ 議会が主体的に発信する情報を「タイムリー」に「わかりやすく」伝える手段。
- ・ 対象を絞り込んだ情報発信に有効な手段ではない。
- ・ 情報発信にあたり、インパクトやデザインも重視する必要性は低い。
- ・ 新たなツール導入にあたっては、「①認知度」「②操作性」「③安定性」「④経費
(導入・維持)」「⑤事務量」のポイントを総合的に判断し決定する。

資料 1

意見交換に係る共通確認事項について

(1) 検討スケジュールについて

資料 2

(2) 検討に係る項目別基本事項について

資料 3

(3) 検討項目別分析資料について

資料 4

「議員の定数と報酬のあり方」検討スケジュール

事業内容	2			3			4			5			6			7			8		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
議会提案																					
町民意見募集																			●	●	●
議会運営委員会	●		●			●			●			●			●						
全員協議会		●			●			●			●			●		●		●			
※ 分科会(全員協議会における協議事項)		(●)			(●)			(●)			(●)			(●)		(●)		(●)			
モニターミーティング									●						●						
議会改革諮詢会議						●						●							●		
議会報告と町民との意見交換会																					
議会だより		●			●			●			●			●		●		●			●

■ 全員協議会協議内容

- 第10回／2月中旬（協議事項：項目別基本事項＋政務活動費①）
- 第11回／3月中旬（協議事項：政務活動費②＋費用弁償①）
- 第12回／4月中旬（協議事項：費用弁償②＋報酬／期末手当①）
- 令和4年度第1回／5月中旬（協議事項：報酬／期末手当②）

「議員の定数と報酬のあり方」検討に係る項目別基本事項

NO	項目	現 状	背景・経過・根拠・論点	参 考
1	常任委員数 (委員会構成人数)	8人	<ul style="list-style-type: none"> ・議会が十分な議論を安定的に確保できる人数（議論成立の適正人数） ・1委員会：7～8名（賛成3人+反対3人+委員長+議長=8人） ・複数所属はしない（单一委員会への専念、制度としては複数所属は可） 	資料4 (P1)
2	委員会数 (常任委員会数)	2委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会数（3→2）(H27～) ・根拠は常任委員会の構成人数（「1 委員会構成人数」参照） 	資料4 (P1)
3	議員定数	16人	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に定数の定めなし。自治体の自己決定 (H23～) ・根拠は常任委員会の構成人数（「1 委員会構成人数」参照） 	資料4 (P2)
4	政務活動費	な し	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定要（使途：研修参加費、調査研究費、広報広聴費、資料費等） 	資料4(P3)
5	費用弁償	条 例	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公職と整合（教育委員、農業委員、監査委員等各種行政委員会委員） ・制度の内訳は応召旅費（会議出席に要する費用の弁償）と出張旅費 	資料4 (P4)
6	報酬／期末手当	原価方式 (積上方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動日数（公務・公務外）及び首長活動日数・給料を算出する。 ・首長活動日数：首長給料=議員活動日数（7.75h/日）：議員報酬 ・期末手当=報酬年額-報酬月額とし、条例で規定する。 ・議員活動日数は、個々の実績（公務・公務外含）を平均化する方式。 ・報酬区分は議長・副議長・委員長・議員の4区分 	資料4 (P5-9)

常任委員会実態調

(令和2年7月1日現在)

NO	町村名	議員定数(人)	複数所属	委員会名及び委員数							
				名称	委員数	名称	委員数	名称	委員数	名称	委員数
1	音更町	20		総務文教	6	経済建設	6	民生	6		
2	士幌町	12		総務文教	6	産業厚生	5				
3	上士幌町	11		総務文教厚生	5	産業経済建設	5				
4	鹿追町	11	○	総務文教	5	産業厚生	5	広報広聴	10		
5	新得町	12	○	総務厚生	5	産業文教	6	広報広聴	6		
6	清水町	13	○	総務文教	6	産業厚生	6	広報広聴	6		
7	芽室町	16		総務経済	7	厚生文教	8				
8	中札内村	8	○	総務厚生	5	産業文教	4				
9	更別村	8	○	総務厚生	5	産業文教	5				
10	大樹町	12	○	総務	6	経済	6	広報広聴	11		
11	広尾町	13		総務	6	産業	6				
12	幕別町	19	○	総務文教	6	民生	6	産業建設	6	広報広聴	9
13	池田町	12		総務産業	6	文教厚生	5				
14	豊頃町	9	○	総務文教	5	産業厚生	5				
15	本別町	12	○	総務	6	産業厚生	5	広報広聴	5		
16	足寄町	13	○	総務産業	6	文教厚生	6	広報広聴	12		
17	陸別町	8	○	総務	4	産業	5				
18	浦幌町	11		総務文教厚生	5	産業建設	5				

十勝管内議会概要

NO	人口区分 (※1)	町村名	住基人口 (人) R3.11.30	議員定数 (人)	人口÷定数 (議員1人当たり の人口)	議会運営委員会	常任委員会			
							開催延日数 (※2)	設置数	複数所属	開催延日数 (※2)
1	E	音更町	43,486	20	2,174	16	3			38
2	B	士幌町	5,951	12	496	9	2			11
3	A	上士幌町	4,940	11	449	17	2			30
4	B	鹿追町	5,239	11	476	21	3	○		66
5	B	新得町	5,717	12	476	8	3	○		34
6	B	清水町	9,177	13	706	14	3	○		46
7	D	芽室町	18,168	16	1,136	26	2			56
8	A	中札内村	3,907	8	488	6	2	○		13
9	A	更別村	3,167	8	396	13	2	○		10
10	B	大樹町	5,425	12	452	15	3	○		22
11	B	広尾町	6,360	13	489	5	2			10
12	E	幕別町	26,280	19	1,383	27	4	○		54
13	B	池田町	6,300	12	525	23	2			19
14	A	豊頃町	3,091	9	343	5	2	○		16
15	B	本別町	6,547	12	546	17	3	○		39
16	B	足寄町	6,540	13	503	23	3	○		22
17	A	陸別町	2,285	8	286	17	2	○		13
18	A	浦幌町	4,423	11	402	26	2			19

(令和3年12月17日現在「十勝町村議会議長会事務局」作成)

(議会運営委員会及び常任委員会情報／令和2年7月1日現在「町村議会実態調査(北海道町村議会議長会)」作成資料引用)

※1 人口区分

A:4,999人以下／B:5,000人以上9,999人以下／C:10,000人以上14,999人以下／D:15,000人以上19,999人以下／E:20,000人以上

※2 常任委員会開催延日数　会期中+閉会中の合計

政務活動費交付一覧

(令和2年7月1日現在)

NO	人口区分 (※1)	振興局	町村名	住基人口 (人)	議員定数 (人)	会派	支給対象		交付方法			一人あたり 交付額 (月額換算／円)
							会派	議員	四半期	1年	その他	
1	D	石狩	当別町	15,737	15	有	○	○		○		10,000
2	A	渡島	福島町	3,890	10	無		○		○		10,000
3	A	檜山	上ノ国町	4,652	9	無		○		○		10,000
4	B		今金町	5,112	12	無		○		○		10,000
5	B		せたな町	7,653	12	無		○			○	10,000
6	A	後志	京極町	2,933	10	無		○		○		10,000
7	B	空知	南幌町	7,451	11	無		○			○	8,000
8	C		長沼町	10,533	14	無		○		○		8,000
9	C		栗山町	11,541	12	無		○	○			20,000
10	C	上川	東神楽町	10,172	12	無		○		○		10,000
11	A		上川町	3,467	11	無		○		○		10,000
12	B		東川町	8,288	12	無	○	○		○		13,333
13	A		美深町	4,145	11	無		○		○		13,000
14	D	オホーツク	美幌町	19,031	14	有		○		○		20,000
15	A	胆振	豊浦町	3,810	8	有		○	○			20,000
16	E	十勝	音更町	44,142	20	有	○			○		8,333
17	B		鹿追町	5,268	11	有	○	○	○			10,000
18	D	釧路	釧路町	19,453	16	有	○	○		○		15,000

(令和2年7月1日現在「町村議会実態調査資料」引用)

※1 人口区分 A:4,999人以下／B:5,000人以上9,999人以下／C:10,000人以上14,999人以下／D:15,000人以上19,999人以下／E:20,000人以上

費用弁償支給一覧

NO	人口区分 (※1)	町村名	本会議			委員会			協議調整(法100条12)		
			実費	支給なし	その他	実費	支給なし	その他	実費	支給なし	その他
1	E	音更町		○			○			○	
2	B	士幌町		○			○			○	
3	A	上士幌町		○			○			○	
4	B	鹿追町		○			○			○	
5	B	新得町		○			○			○	
6	B	清水町	○			○			○		
7	D	芽室町		○			○			○	
8	A	中札内村		○			○			○	
9	A	更別村		○			○			○	
10	B	大樹町		○			○			○	
11	B	広尾町		○			○			○	
12	E	幕別町		○			○			○	
13	B	池田町		○			○			○	
14	A	豊頃町		○			○			○	
15	B	本別町		○			○			○	
16	B	足寄町		○			○			○	
17	A	陸別町		○			○			○	
18	A	浦幌町		○			○			○	

(令和2年7月1日現在「町村議会実態調査資料」引用)

※1 人口区分 A:4,999人以下／B:5,000人以上9,999人以下／C:10,000人以上14,999人以下／D:15,000人以上19,999人以下／E:20,000人以上

報酬・期末手当一覧

NO	人口区分 (※1)	町村名	月額報酬・給料月額(単位:円)						期末手当(支給月数)				年額報酬(単位:円)		
			議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長	町村長	6月	12月	計	加算率 (%)	議長	副議長	議員
1	E	音更町	397,000	321,000	281,000	290,000	290,000	859,000	2.15	2.15	4.30	0	6,471,100	5,232,300	4,580,300
2	B	土幌町	310,000	245,000	195,000	218,000	218,000	750,000	0.00	4.45	4.45	0	5,099,500	4,030,250	3,207,750
3	A	上士幌町	261,000	210,000	165,000	187,000	187,000	740,000	2.225	2.225	4.45	15	4,467,668	3,594,675	2,824,388
4	B	鹿追町	300,200	236,550	194,750	213,750	213,750	712,500	2.15	2.15	4.30	0	4,893,260	3,855,765	3,174,425
5	B	新得町	296,000	233,000	188,000	208,000	208,000	766,000	2.225	2.225	4.45	15	5,066,780	3,988,378	3,218,090
6	B	清水町	275,000	219,000	183,000	195,000	195,000	700,000	1.375	3.075	4.45	0	4,523,750	3,602,550	3,010,350
7	D	芽室町	306,000	244,000	204,000	224,000	224,000	772,000	4.10	0.00	4.10	0	4,926,600	3,928,400	3,284,400
8	A	中札内村	267,000	211,000	169,000	188,000	188,000	682,000	2.15	2.15	4.30	15	4,524,315	3,575,395	2,863,705
9	A	更別村	258,000	203,000	162,000	181,000	181,000	690,000	1.10	3.40	4.50	0	4,257,000	3,349,500	2,673,000
10	B	大樹町	286,000	227,000	185,000	203,000	203,000	725,000	2.225	2.225	4.45	15	4,895,605	3,885,673	3,166,738
11	B	広尾町	294,000	235,000	185,000	210,000	210,000	740,000	2.175	2.175	4.35	0	4,806,900	3,842,250	3,024,750
12	E	幕別町	323,000	258,000	212,000	231,000	231,000	830,000	2.15	2.15	4.30	0	5,264,900	4,205,400	3,455,600
13	B	池田町	296,000	234,000	185,000	204,000	204,000	732,000	2.225	2.225	4.45	0	4,869,200	3,849,300	3,043,250
14	A	豊頃町	281,000	225,000	185,000	202,000	202,000	720,000	2.225	2.225	4.45	15	4,810,018	3,851,438	3,166,738
15	B	本別町	292,000	230,000	185,000	193,800	193,800	709,650	2.075	2.075	4.15	0	4,715,800	3,714,500	2,987,750
16	B	足寄町	300,000	235,000	188,000	210,000	210,000	740,000	2.125	2.325	4.45	0	4,935,000	3,865,750	3,092,600
17	A	陸別町	286,000	217,000	175,000	192,000	192,000	680,000	2.225	2.225	4.45	0	4,704,700	3,569,650	2,878,750
18	A	浦幌町	318,000	254,000	212,000	233,000	233,000	700,000	2.15	2.15	4.30	0	5,183,400	4,140,200	3,455,600

(令和3年12月17日現在「十勝町村議会議長会事務局」作成)
(常任委員長・議運委員長・町村長情報／令和2年7月1日現在「町村議会実態調査(北海道町村議会議長会)」作成資料引用)

※1 人口区分 A:4,999人以下／B:5,000人以上9,999人以下／C:10,000人以上14,999人以下／D:15,000人以上19,999人以下／E:20,000人以上

芽室町議会議員報酬の変遷

施行時期	報酬月額(円)				(⑤)期末手当 (支給率／100)	⑥町長給料	町長給料に対する 議員報酬比率 (④)／(⑥)
	①議長	②副議長	③委員長	④議員			
平成8年4月1日	330,000	264,000	236,000	211,000	520.00	935,000	22.6
(議員との報酬比率)	①／④ 1.564	②／④ 1.251	③／④ 1.118	④／④ 1.000			
平成17年4月1日	278,000	238,000	214,000	198,000	300.00	795,000	24.9
(議員との報酬比率)	①／④ 1.404	②／④ 1.202	③／④ 1.081	④／④ 1.000			
平成25年4月1日	278,000	238,000	214,000	198,000	300.00	787,000	25.1
(議員との報酬比率)	①／④ 1.404	②／④ 1.202	③／④ 1.081	④／④ 1.000			
平成27年5月1日	306,000	244,000	224,000	204,000	410.00	771,000 ※772,000 (H28.4～)	26.4
(議員との報酬比率)	①／④ 1.500	②／④ 1.196	③／④ 1.098	④／④ 1.000			

芽室町議会会議数の変遷

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
定例会議	16	19	17	14	13	15
臨時会議	4	2	4	5	5	8
①本会議計(日)	20	21	21	19	18	23
全員協議会	13	14	12	10	15	18
議会運営委員会	34	33	30	28	30	35
常任委員会	52	48	71	39	46	49
合同委員会 (審査会含)	7	9	6	7	9	7
特別委員会	17	28	21	20	11	15
②委員会等計(回)	123	132	140	104	111	124
③(①+②)	143	153	161	123	129	147
全道平均(回)	69.9	68.9	68.5	67.7	65.1	66.5
全国平均(回)	44.7	48.4	54.6	55.0	54.4	53.6

議員報酬算出シミュレーション ①

1 全国町村議会議長会モデル標準額(全国町村議会議長会政策審議会「議員報酬のあり方について」1978)

区分	算出式			④年額報酬 (③×12) (円)	⑤現行議員等報酬(円)	
	①首長報酬月額 (円)	②標準率 (上段:上限／下段:下限)	③標準額(円) (上段:上限／下段:下限)		月額	年額
議長	772,000	54/100	416,880	5,002,560	306,000	4,926,600
		40/100	308,800	3,705,600		
副議長	772,000	37/100	285,640	3,427,680	244,000	3,928,400
		33/100	254,760	3,057,120		
議員	772,000	31/100	239,320	2,871,840	204,000	3,284,400
		30/100	231,600	2,779,200		

※ ①及び⑤は令和4年1月1日現在

議員報酬算出シミュレーション ②

2 比較方式(「町村議会実態調査結果の概要(全道町村議会議長会発行)」引用)

区分	平成30年7月1日現在		令和元年7月1日現在		令和2年7月1日現在				現行議員等報酬(円)	
	平均報酬月額 (円)	議員報酬 との比較	平均報酬月額 (円)	議員報酬 との比較	平均報酬月額 (円)	議員報酬 との比較	平均報酬月額 (円)	議員報酬 との比較	月額	議員報酬 との比較
議長	265,821.9	1.48	268,742.1	1.47	267,737.5	1.47	298,200	1.46	306,000	1.500
副議長	212,511.3	1.18	214,990.4	1.18	214,156.6	1.18	238,900	1.16	244,000	1.196
議員	179,556.7	1.00	181,810.1	1.00	181,086.5	1.00	204,215	1.00	204,000	1.000
常任委員長	193,242.6	1.10	195,576.0	1.07	194,799.3	1.07	217,965	1.06	224,000	1.098
(参考) 町村長給料	724,662.5	4.03	729,772.9	4.01	728,788.5	4.02	792,300	3.87	772,000	3.78

※ 「令和2年7月1日現在」の右列は「人口区分D(15,000人以上19,999人以下／10町)」抜粋

資料3 「第2回モニターミーティング配布資料」

第2回モニターミーティング 資料 「議員定数と報酬のあり方について」

- 現在の議員定数は平成23年5月に、また、議員報酬は同27年に改正し、今日に至ります。
- この改正以降、一定年数を経過したことから、本年7月に議会として「定数と報酬のあり方」の検討を始め、統一地方選挙の1年前となる令和4年4月を目標に、一定の結論を出すべく分析・検討を進めているところです。
- 芽室町議会基本条例では、議員定数と報酬等の改正は、住民の皆さんとの意見を広く聞くことを規定していることから、第2回モニターミーティングのテーマに設定し、議員が直接モニターの皆さんと意見交換を図ろうとするものです。

まず最初に…

「議員」とは？

「議会」とは？

Q 議員とは？①

A 特別職公務員。

- 地方公務員法第3条第3項第1項に規定する「特別職公務員」。
- 公選または地方公共団体の議会の選挙、議決、同意等を得て就任する職。
- 議員のほか、副町長、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員等も同じ。

Q 議員とは？②

A 人格・識見ともに優れた者

A 全体の奉仕者(憲法第15条)

- 住民の直接選挙によって選ばれる。
- 住民の代表者として議会の構成員となる。
- 議会活動を通じて住民の個別意思を総合し、地方自治体の意思を形成する任務を有する。

Q 議員とは？③

A 2つの側面を持つ。

- 憲法第15条による「全体の奉仕者である」側面。
- 全体的立場での「一般的な意思」による判断。
- 自らの選挙母体となった地区や組織の立場に立つ側面。
- 特定の立場での「分化的意思」による判断。

Q 議員の使命とは？

A 2つの側面を調整統合・
昇華(※)すること。

※昇華(しょうか)／情念などが純化され高尚なものに高められること。

- 2つの側面から働く意思が、相反し矛盾する際に、調整統合する責務。
- 2つの側面から働く意思が、相反し矛盾する際に、昇華する責務。

Q 議会とは？①

A 議員の合議体。

- 住民から直接選ばれた議員で構成する合議体。
- 意思決定は会議における議決。
- 議長は会議の主宰者であり、議会の代表者及び事務統理者の二つの立場。
(主宰:中心となって人々をまとめ物事を行うこと、また、その人)。

Q 議会とは？②

A 町長と対等の立場。

- 地方議会は首長との「二元代表制」。国会は「議院内閣制」。
- 「二元代表制」とは、互いに独立し権限を侵さず侵されず、対等の立場と地位。
- 地方議会は「議事機関」(憲法第93条)。国会は「立法機関」。
- 「議事機関」とは、条例制定等のほか行財政全般の決定権限を有する。

Q 議会の使命とは？

A 町の政策の最終決定

A 行財政運営の批判・監視

- 批判・監視 ≠ 非難・批評・論評。
- 適法か否か？公平・効率的か？民主的か否か？
- 住民の立場に立った「正しい批判と監視」。

さて、
芽室町の実態は…？

Q 議員は何名？

A 16名。

昭和22年5月～62年4月 26名 → 昭和62年5月～平成15年4月 22名

→ 平成15年5月～23年4月 18名 → 平成23年5月～現在 16名

Q 任期は何年？

A 4年。

(令和5年4月満了)

Q 女性は何名？

A 3名／16名(約19%)

幕別町 6名／19名 → 31.6%(全国25位)

上士幌町 3名／11名 → 27.3%(全国44位)

全国平均 11.2%

令和元年12月31日時点調(総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」)

Q 平均年齢は？

A 58.4歳。

(全道平均64.4歳)

令和2年7月1日時点調(令和2年度版「芽室町議会白書(概要版)」)

Q 会議回数は？

A 年間130回。

(全道平均65回)

(全国平均53回)

令和2年7月1日時点調(令和2年度版「芽室町議会白書(概要版)」)

Q 月額報酬は？

A 議 員 204千円。

副議長 244千円。

議 長 306千円。